

簡易公募型指名競争入札（単契）のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札（見積）実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 4月24日

宇治市長 松村 淳子
（担当課：契約課）

記

業務名	天日乾燥汚泥搬出業務		
業務場所	宇治市五ヶ庄高車（宇治浄水場）ほか		
契約期間	令和8年6月3日 ～ 令和9年3月31日 302日間		
業務概要及び条件	宇治浄水場、西小倉浄水場及び広野町浄水場における天日乾燥汚泥搬出業務一式		
予定価格	¥38,000 / ㌧ (税込)	最低基準価格	¥26,000 / ㌧ (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（京都府内本店） ②産業廃棄物収集運搬業許可（京都府一汚泥）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年5月7日（木） 午後 5時 00分 まで			
提出場所 郵便入札			
添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年5月28日（木） 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は単価契約です。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年4月24日（金）午前9時から
令和8年5月14日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
- ・令和8年4月1日以降に発注する案件については、指名業者を事後公表とします。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。

- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

天日乾燥汚泥搬出業務仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、宇治市上下水道部水管理センターの発注する「天日乾燥汚泥搬出業務」に適用する。

(委託業務概要)

第2条 本業務は、第3条に示す浄水場内で発生する天日乾燥汚泥（無機汚泥、以下「汚泥」という）を集積し、第4条で指定する処分地へ車両にて運搬するものである。

(搬出対象浄水場)

第3条 搬出対象浄水場の名称及び所在地は次のとおりである。

名称	所在地	天日乾燥池
宇治浄水場	宇治市五ヶ庄高車1-2、尼ヶ塚1-2他	97.5 m ² ×5池
西小倉浄水場	宇治市伊勢田町中遊田5-1他	26.4 m ² ×2池
広野町浄水場	宇治市広野町八軒屋谷27	24.8 m ² ×3池

(搬出先)

第4条 汚泥の搬出先（処分地）は次のとおりである。

名称 ㈱京都環境保全公社 瑞穂環境保全センター
所在地 京都府船井郡京丹波町猪鼻冠石2-1

(委託期間)

第5条 本業務の委託期間は次のとおりとする。
契約締結日から令和9年3月31日まで

(作業期間)

第6条 第5条で定める委託期間内に、発注者から指示する作業期間（1回あたり約1～2週間）に作業を行うこととする。作業期間の指示は汚泥の乾燥状態から判断する。そのため、受注者が発注者の指示する作業期間に作業実施が困難な場合は、双方協議の上、作業期間を決定することとする。作業期間は概ね2回を予定しているが、回数が増減が生じても受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

(作業内容)

第7条 受注者は、第3条に示す浄水場内の指定された天日乾燥池の汚泥を集積、運搬車両への積み込み、処分地までの運搬を第6条で決定した作業期間内に行うものと

する。

- 2 天日乾燥池での汚泥のすき取り作業は、天日乾燥池底部のろ過砂の持ち出しを避けるため、人力にて行うこと。天日乾燥池内への建設機材の持ち込みは禁止とする。
- 3 車両への積み込みは、汚泥の散乱の防止に努めるとともに、作業終了後、乾燥池内の整地、周囲の清掃を行うこと。
- 4 作業の全工程に渡り、作業の状況が判るように写真で記録すること。
- 5 運搬に際しては、道路交通法、産業廃棄物運搬基準等、関連法規を遵守するとともに、汚泥の飛散、落下等を防止するための適切な処理を施すものとする。万一、汚泥の落下等により道路、浄水場内等を汚した場合は、直ちに清掃作業を行うものとする。

(運搬車両、計量等)

第8条 受注者は、本業務を遂行するにあたり、以下の項目を遵守するものとする。

- 1) 車両の大きさは、2～4 t程度のダンプカー等とする。
- 2) 使用する車両は、事前に車両番号、自重等の関連書類を提出し、発注者の承認を得ること。
- 3) 処分地までの運搬経路を提出し、発注者の承認を得ること。
- 4) 搬出作業を行う前に、工程表および「公益社団法人 全国産業資源循環連合会」発行の「産業廃棄物管理票」(以下、「マニフェスト」という。)を用意し、担当職員と協議を行うものとする。
- 5) 汚泥運搬量は、1車両ごとに宇治市上下水道部が承認する計量所(株京都環境保全公社所有のトラックスケールとする。)で計量し確定すること。
- 6) 適正に運搬が完了したことを、マニフェストの返送により、報告すること。

(汚泥の搬出に関する責任)

第9条 受注者は、汚泥のすき取り作業を開始した時から、汚泥の搬出に関する全ての責任を負うものとする。

(受注者の負担及び損害の補償)

第10条 本仕様書に定めるほか、下記にあげる費用は受注者の負担とする。

- 1) 本仕様書等に明記されていない軽微な事項。
- 2) 第11条に必要な事項。
- 3) 当該施設及び第三者に損害を与えた場合。
- 4) 業務遂行上必要な届出等に関する費用。

(書類等の提出)

第11条 受注者は、次に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- | | |
|---------------------|------------------|
| 1) 着手届 | (契約締結後1週間以内) |
| 2) 業務担当責任者 | (契約締結後1週間以内) |
| 3) 産業廃棄物収集運搬業許可書の写し | (契約締結時) |
| 4) 運搬車両通知書 | (契約締結後1週間以内) |
| 5) 運搬経路図 | (契約締結後1週間以内) |
| 6) 工程表 | (1作業期間の指示後1週間以内) |
| 7) 業務完了届 | (1作業期間の業務が完了した時) |
| 8) 業務出来高報告書 | (1作業期間の業務が完了した時) |
| 9) マニフェスト | (1作業期間の業務が完了した時) |
| 10) 作業写真 | (1作業期間の業務が完了した時) |
| 11) 計量証明書 | (1作業期間の業務が完了した時) |

(業務委託料の請求)

第12条 業務委託料の請求については、1作業期間の業務出来高に対し契約単価(1tあたり)を乗じた額を、請求するものとする。

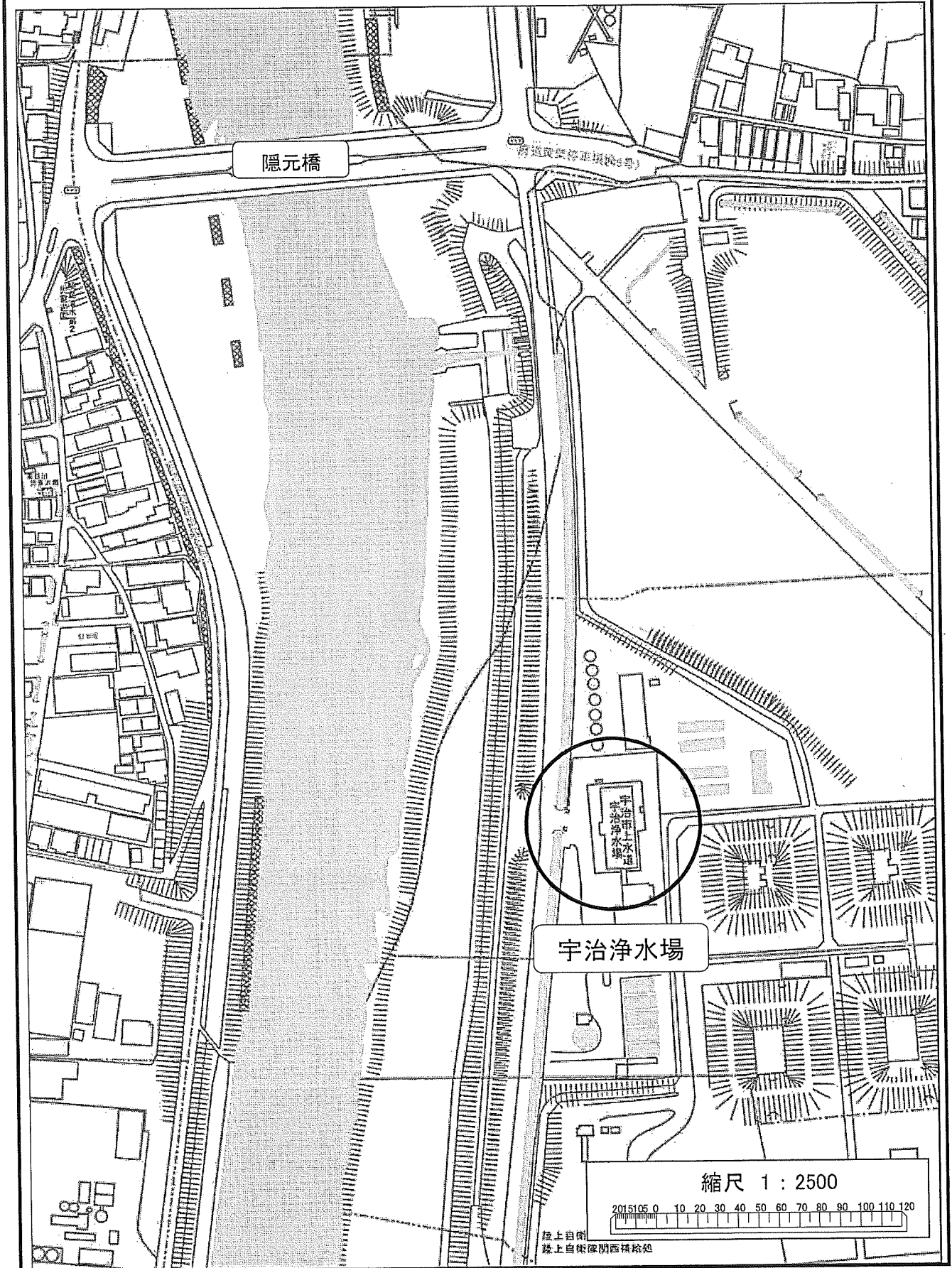
(予定数量)

第13条 年間搬出数量は、30t程度を予定しており、1回の作業期間あたり乾燥池1池以上で行うものとする。ただし、数量の増減があっても、受注者は一切の異議を申し立てないものとする。

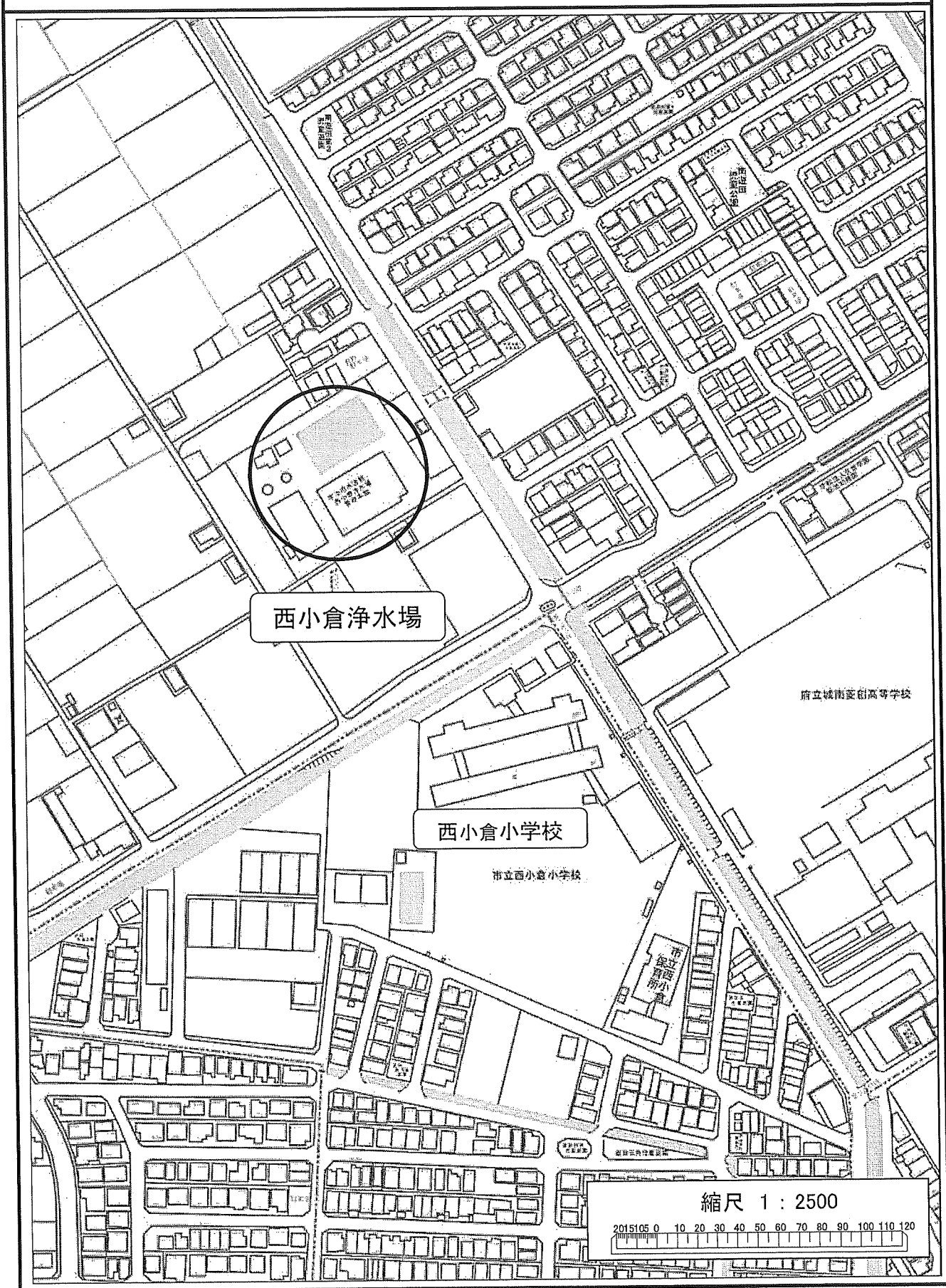
(その他)

第14条 本仕様書に無い軽微な事項については、双方協議の上、決定するものとする。

宇治浄水場 位置図



西小倉浄水場 位置図



西小倉浄水場

西小倉小学校

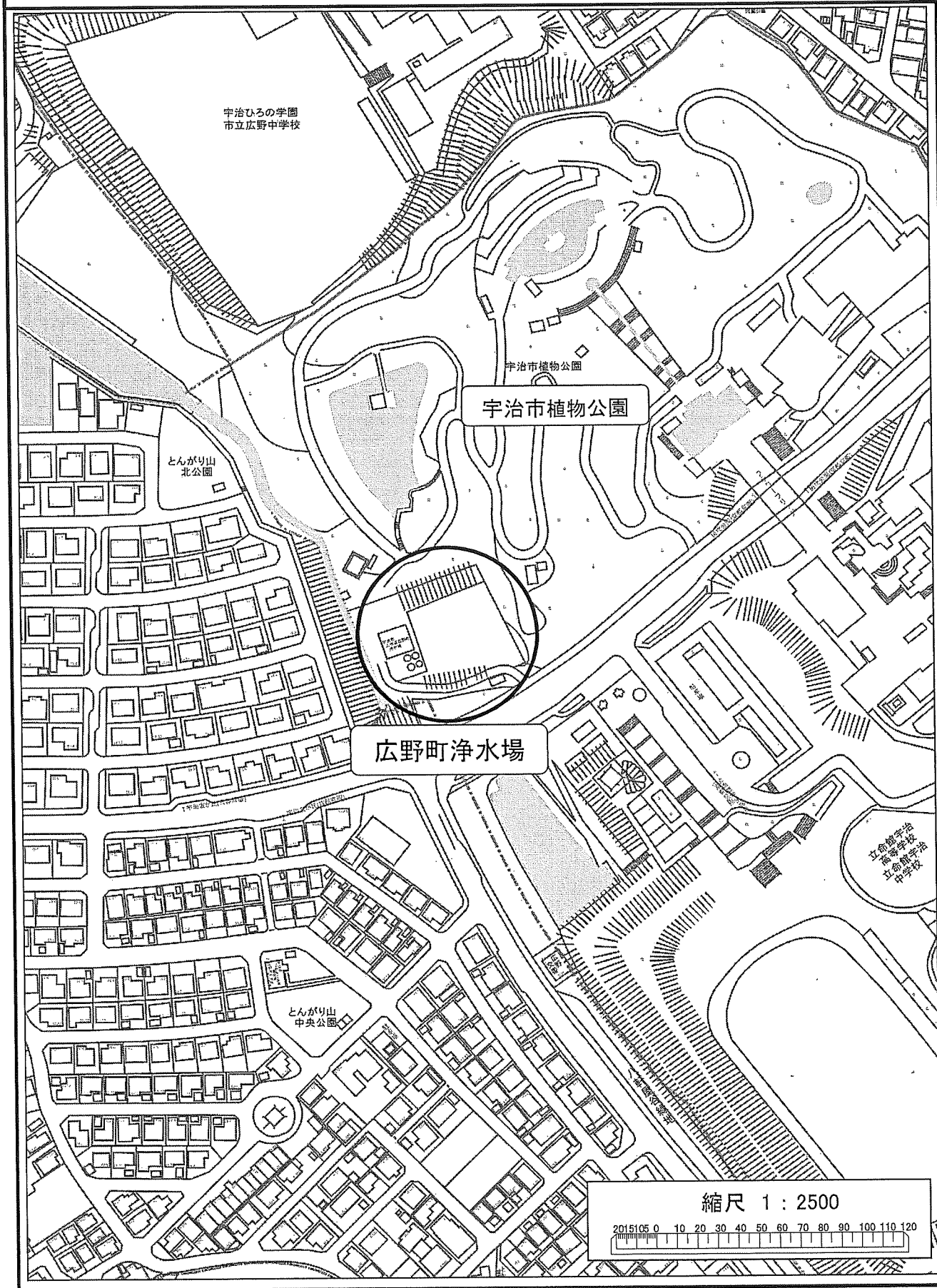
市立西小倉小学校

府立城南愛創高等学校

縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120

広野町浄水場 位置図



宇治ひろの学園
市立広野中学校

宇治市植物公園

宇治市植物公園

とんがり山
北公園

広野町浄水場

とんがり山
中央公園

立命館宇治
高等学校
立命館宇治
中学校

縮尺 1 : 2500

